

条文	関連する条例・規則・制度等	概要	指標等	再掲
第13条 市政運営	新・新潟市総合計画	本市のまちづくりの指針となる計画。計画期間は19～26年度。実施計画は現在第3次(23～24年度)。	計画の進行管理及び評価	
第14条 財政運営	新潟市行政改革プラン2010	区役所と市役所の機能をより鮮明にするとともに、それを支える「現場力」「政策力」により、政令市に相応しい基盤形成を進めるための指針として策定。工程表を設定し、進捗管理を行う。	工程表の内容及び指標、区部改革目標行程表の内容及び指標、成果目標	
	事業仕分け	市の事務・事業について、趣旨・目的・内容・コストなどから、必要性、適切な実施主体、効果的な実施手法などについて再点検するもの。22年度に実施。また、24年度は9/1(土)、2(日)に実施。	評価結果・対応状況、歳出削減効果	
	新潟市財政状況の公表に関する条例	地方自治法第243条の3第1項の規定により、歳入歳出予算の執行状況や財産、市債及び一時借入金の現在高について、年2回、財政状況を公表。	財政状況の公表	
	予算編成過程の公開・意見募集	予算編成過程(予算編成方針や各部・区の予算要求額、主な事業の要求概要)を公表するとともに、市民意見を募集し予算編成に活用する。	公表内容、意見提出状況	
第15条 情報の公開等	新潟市情報公開条例	市民の知る権利を具体化するものとして、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定め、市保有情報のより一層の公開を図る。	情報公開請求の状況、全国市民オンブズマン情報公開度ランキング、情報公開度、システムの運用状況	
		市報にいがた(新聞折り込み・郵送により配布)、テレビ放送(民放4局+CATV1局)、ラジオ(レギュラー番組4局)などの媒体により市政情報を発信。	市ホームページ・各種広報媒体(市報にいがた・テレビ・ラジオ)の運用状況	
		新潟市情報公開条例の趣旨を踏まえ、「新潟市附属機関等に関する指針」により、附属機関等の会議を原則公開するよう規定し、その適正運営を図っている。	附属機関等の会議の公開状況	
	予算編成過程の公開・意見募集	予算編成過程(予算編成方針や各部・区の予算要求額、主な事業の要求概要)を公表するとともに、市民意見を募集し予算編成に活用する。	公表内容、意見提出状況	○
第16条 附属機関等の委員の公募	新潟市附属機関の設置指針	附属機関の管理に関し、必要な事項を定め、適正運営を図っている。	公募導入率、市民参加率、女性委員の割合	
第17条 市民意見の提出	新潟市市民意見提出手続条例	市民意見の提出手続について定め、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政参画を促進し、開かれた市政運営及び協働のまちづくりを推進することを目的とする。	実施案件数	
第19条 協働の推進	新潟市社会貢献活動推進基本方針	市民による自主的・自発的な社会貢献活動が促進されるよう、市民とのパートナーシップにより、市として連携・支援していくための基本的な方向性を示すために策定。	「多様な主体との協働に関する調査」結果、協働推進のための制度創設状況、意識啓発の取り組み状況	
	市民協働の手引き2006	更なる協働事業の推進を図るため、協働事業の実施における基本的な考え方や事業の範囲、具体的な手法や手順などを整理し、市民の皆さんと市との共通の認識とするために作成。	「多様な主体との協働に関する調査」結果、協働推進のための制度創設状況、意識啓発の取り組み状況	
	関連施設等の運用状況	①にいがた市民活動応援ねっと:市民公益活動に関する情報を提供。②市民活動支援センター:市民活動の拠点としてH16.12月に設置。市民活動団体の代表者などで構成される「市民活動支援センター運営協議会」に運営を委託。	市民活動支援センターの利用状況、にいがた市民活動応援ねっと[HP]の運用状況	
第20条 法令遵守及び倫理の保持	新潟市における法令遵守の推進等に関する条例	条例に基づくコンプライアンス体制の推進を図るため、法令遵守審査会の開催や庁内体制の整備、研修等の実施により、職員の公正な職務の遂行をはかり、市政への市民の信頼を向上させる。	法令遵守審査会の開催、コンプライアンス相談の状況、コンプライアンス制度の職員認知度	
第21条 適正な行政手続の確保	新潟市行政手続条例	行政手続法の適用を除外されている「地方公共団体の機関がする処分及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出」に関する手続を制定。	庁内周知の状況	

条文	関連する条例・規則・制度等	概要	指標等	再掲
第21条 適正な 行政手続の確保	新潟市情報公開条例	市民の知る権利を具体化するものとして、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定め、市保有情報のより一層の公開を図る。	情報公開請求の状況、全国市民オンブズマン情報公開度ランキング、情報公開度、システムの運用状況	○
		新潟市情報公開条例の趣旨を踏まえ、「新潟市附属機関等に関する指針」により、附属機関等の会議を原則公開するよう規定し、その適正運営を図っている。	附属機関等の会議の公開状況	○
	新潟市個人情報保護条例	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市保有の個人情報に対する開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政の推進に資する。	個人情報登録対象事務の件数、個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求の状況	
第22条 市民の 権利利益の保護	市長への手紙	市民から手紙、FAX、Eメールで市政・区政に対する提言・要望などをお寄せいただく。市の施設などに専用封筒・用紙を設置。本人の了解を得ているものは個人情報に配慮の上HPで公開。	総件数・内容別件数	
	市政相談	市政相談の総合窓口として、市政に関わるご意見やご要望を伺う。	総件数・内容別件数	
	まちづくりトーク・市長と語る会	市長と市民が直接対話を行い市民の要望・意見を伺う。また、市政に関する情報を提供し、市政に対する市民の理解を求める。	開催人数、参加人数	
	区長への手紙	区など地域に関するご意見・ご要望を専用用紙、電子メール等でお寄せいただく。区長名で回答したもので本人の了解を得ているものは個人情報に配慮の上でHPで公開。	受理件数、採用された主な要望・提案	
	区長と語る会	区長が直接区民と意見交換を行う。実施単位は、コミュニティ協議会、自治会・町内会など、区によって異なる。	実施状況	
	新潟市個人情報保護条例	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、市保有の個人情報に対する開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政の推進に資する。	個人情報登録対象事務の件数	○
	新潟市情報公開・個人情報保護審査会規則	市情報公開条例及び市個人情報保護条例に規定する不服申立てを審査する。不服申立てがなされるのは、実施機関が全部開示としなかった事に対して異議がある場合。	不服申し立て状況	
	新潟市行政苦情審査会規則 (旧:新潟市行政評価委員会規則)	市長その他の執行機関及び公営企業管理者が所管する業務の執行又は当該業務に関する職員の行為に係る苦情申立てを調査審議し、必要な事項を市長に建議する。	自己発意の内容、区政施行後の苦情の評価件数	
新潟市男女共同参画苦情処理委員	市民から、市が実施する男女共同参画を推進する施策又は推進を阻害すると認められる施策について苦情の申出があった場合、公正・中立な立場で調査し、市長に意見を述べる。市長は意見を踏まえ、適切に対応し案件を公表する。	処理の実績、処理案件の事例		
第23条 行政評価等	外郭団体評価	外郭団体の円滑な運営と関連する市の事務事業の適正な執行を図るため、組織や事業、経営状況及び市の関与の妥当性に関する評価を実施。これを踏まえた適切な指導監督、情報開示を行う。	評価結果・対応状況、評価結果の推移	
	大規模建設事業再評価	市が実施する大規模建設事業の効率化・透明性の一層の向上を図るため、評価対象事業について事前、再、事後評価を行う。評価にあたっては、学識経験者等で構成される大規模建設事業評価監視委員会において意見を聴取。	評価件数	
	組織目標管理	年度当初に「部・区経営方針」の策定を行い、その方針に基づいた「組織目標」を設定。年度末に、目標達成に向けた取り組みへの評価を行い、次年度以降に反映させるもの。	組織目標の達成度	
	公の施設評価	公の施設について、社会・経済環境等の変化や多様化する市民ニーズに応えていくため、また施設の管理運営の品質を維持・向上させるため実施。評価の結果、未達成の項目は、改善計画を策定し達成に向けた取り組みを行う。	評価結果・対応状況、評価実施状況	

条文	関連する条例・規則・制度等	概要	指標等	再掲
第23条 行政評価等	事業仕分け	市の事務・事業について、趣旨・目的・内容・コストなどから、必要性、適切な実施主体、効果的な実施手法などについて再点検するもの。22年度に実施。また、24年度は9/1(土)、2(日)に実施。	評価結果・対応状況、歳出削減効果	○
	補助金評価	補助金制度の柔軟性を保つため、全補助金の評価と結果公表を実施。評価：各補助金に原則3年(最長5年)の終期を設定。最終年度に担当課による内部評価を行い必要な見直しを行う。結果：財務課及び各課のホームページ等で公表。	評価件数・結果、改善事例	
	事務事業評価	市水道事業中長期経営計画の進行管理と評価を継続的に行い結果を公表。事務事業評価は、所管課が一次評価を実施。その結果を踏まえ経営会議で二次評価を実施。施策評価は前期実施計画期間(19~21年度)について実施。	事務事業評価結果、施策評価結果	
第24条 外部監査	新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例	専門的な知識と経験を有し、独立の立場にある外部の第三者が実施する監査。	外部監査契約による監査のテーマ	
	各種監査	監査委員(本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等を監査するため、市長から独立して設置される機関)が実施。主なものに、定期監査、決算審査、例月出納検査などがある。	監査の実施件数、監査結果の周知・改善状況の把握	